

仙石山仏教学論集  
第12号（令和3年）

Sengokuyama Journal  
of Buddhist Studies  
Vol. XII, 2021

仏国禅師惟白の伝記とその問題点  
——出身地を例として——

宗 艶紅



# 仏国禪師惟白の伝記とその問題点

—出身地を例として—

## 宗 艶紅

---

### 要 旨

本論文は、北宋の仏国禪師惟白の伝記における問題点、特にその出身地を中心にあげたものである。惟白の出身地について、元代念常(1282～?年)撰『仏祖歴代通載』(1341年成立)をはじめとする仏教史伝では「靖江」とされるが、同じ元代の覚岸(1286～?年)撰『釈氏稽古略』(1354年成立)では、「静江府」の出身とされている。本論文では、「靖江」と「静江府」という二つの歴史地名の沿革とその所在地について詳しく考証することを通じて、惟白の出身地を確定しようとした。更に、『釈氏稽古略』が『仏祖歴代通載』の説を訂正した理由、そして宋代の無諍慧初禪師の事例を証左として考察した結果、惟白の出身地は、「靖江」ではなく、「静江」としなければならないことを明らかにした。

---

### はじめに

北宋の末頃、汴京で活躍した仏国禪師惟白(11世紀中期～12世紀初期)は、雲門宗の七世祖師として知られている。特に徽宗の治世中に、惟白は皇室から重用され、汴京法雲寺の三代目住持に任じられた。ただし、その高い地位と重要性の割には、宋代成立の伝記資料は簡略かつ断片的なものが多く、惟白の生涯事跡に不明な点が多いと言わざるを得ない。

例えば、宋代の雷庵正受(1146～1208年)が『嘉泰普灯録』(1204年成立)巻五に「東京法雲の仏国惟白禪師」を収録しているが、師承・著作・宮中説法などを伝えているものの、師の出自や経歴などにはまったく触れていない。一方、元代以降の史料における惟白伝は、宋代の史料より充実しているが、しかし、惟白の生存時代とは二百年以上の隔りがある

上、情報源も明かされないことが多い。従って、これらの諸伝記に基づいて惟白の生涯事跡を復元する際に、かなり慎重に考証しなければならない。

本論文は、惟白の出身地（本籍）を明らかにすることを課題とするが、当該事例を通して、特に後世の史料を扱う際に、慎重に対処しなければならないいくつかの問題点に対する注意を併せて喚起したい。

## 1. 惟白の出身地に関する記述とその問題点

惟白の事跡を伝える史料は、宋代とそれ以降の元明清代の史料とに分けられる。師の生存年代に近い宋代史料は、その出自や早年の事跡などにはほとんど触れていない。一方、元代以降の史料において、惟白の出身地などに関する記述が登場し始めている。その最初は、元代念常（1282～？年）の『仏祖歴代通載』（1341年成立）である。同書巻十九の中で、『建中靖国続灯録』『宋徽宗序』の長文を引用した後に「白、靖江人」<sup>1</sup>と述べ、惟白の出身地を「靖江」としている。念常の説は、後世の明清時代の仏教史伝や仏寺志によって受け継がれている。例えば、明・釈居頂（？～1404年）『続伝燈録』（1368～1398年）巻十二<sup>2</sup>、清代の聞性道・徳介共編の『天童寺志』（1632年）巻三<sup>3</sup>、紀蔭『宗統編年』（1689年）巻二十二<sup>4</sup>、超永『五燈全書』（1693年）巻三十五<sup>5</sup>などを含めて、いずれも惟白を「靖江」の出身としている。

ところが、同じ元代の覚岸（1286～？年）がその『釈氏稽古略』（1354

<sup>1</sup> 明・釈念常『仏祖歴代通載』巻十九に「白、靖江人」とある。(T49, no.2036, p.678c8)

<sup>2</sup> 明・釈居頂『続伝燈録』巻十二に「東京法雲惟白佛國禪師、靖江人」とある。(T51, no.2077, p.536b6)

<sup>3</sup> 清・聞性道、徳介合撰『天童寺志』巻三に「佛國惟白禪師、靖江人」とある。(GA013, no.12, p.186a7-8)

<sup>4</sup> 清・紀蔭『宗統編年』巻二十二に「白、靖江人」とある。(X86, no.1600, p.229a11)

<sup>5</sup> 清・釈超永『五燈全書』巻三十五に「東京法雲惟白佛國禪師、靖江人」とある。(X82, no.1571, p.19a2-p.818b13)

年成立)の中で、惟白の出身地について、別の説を主張している。同書巻四所収の「惟白伝」は、『仏祖歴代通載』と同様に、まず『建中靖国統灯録』『宋徽宗序』を詳しく引用してから、最後に惟白の出身と師承を明かしている。

汴京法雲禪寺佛國禪師、名惟白、生静江府冉氏（汴京法雲禪寺の仏国禪師、名前は惟白、静江府冉氏の生まれである）<sup>6</sup>。

短い記述であるが、惟白の出身に関する新しい情報を伝えるという意味では重要である。一つは、惟白は冉氏の出自であるという情報である。この情報の出所と信憑性は不明であり、他の史料が欠如する中で検証することができないが、現存資料の中で惟白の出自を伝える唯一の記事として重視せざるを得ない。もう一つは、惟白の出身地を「静江府」としている点である。前述したように、『仏祖歴代通載』をはじめとして、惟白の出身地を「靖江」とする仏教史伝等が圧倒的に多い。これらに対して、『釈氏稽古略』だけが、惟白の出身地を「静江府」と明示している。

さて、惟白の出身地は、果たして「靖江」なのか、それとも「静江府」なのか。二つの地名は同じ場所を指すものなのか、それとも全く違う場所なのか。それぞれ異なる場所を指すものであった場合、いずれの記述を信用すべきなのか。これらの問題を解決するために、ひとまず、「靖江」と「静江府」という二つの歴史地名を具体的に考証し、それらが歴史に現れた時代に注目することによって、いずれが惟白の出身地になり得るのかを論証したい。

## 2. 「靖江」の歴史と沿革

今日では、「靖江」と言えば、江蘇省泰州市の県級市である「靖江市」しか思い付かない人が多いかも知れない。実は、『中国地名大辞典』によると、歴史上では、「靖江」と呼ばれた地域は、現在の江蘇省靖江市に当たる地域の他に<sup>7</sup>、雲南省昭通市の綏江縣もかつては「靖江」と呼ばれて

<sup>6</sup> 元・釈覺岸『釈氏稽古略』巻四：(T49, no.2037, p.880c4-5)

<sup>7</sup> 劉君任『中国地名大辞典』に「無錫縣北八十八里、大江北岸、漢海陵縣地。

いた<sup>8</sup>。本節では、地方史などの記述に基づいて、これら二つの「靖江」の歴史と沿革について検討してみたい。

## 2.1 靖江——雲南省昭通市綏江県

現在ではあまり知られていないが、雲南省にもかつて「靖江」という地名が存在していた。それは、すなわち現在の雲南省昭通市にある綏江県である。同県は、現在の地名「綏江」と改名されるまでは、一時的に「靖江県」と呼ばれていた。『清史稿』（1927年）によると、昭通府は、明代では「烏蒙府」と呼ばれ、四川省に属していた。清代に入ると、雍正五年（1727）に「昭通府」と改名され、雲南省に属することになった。翌六年（1728）には、昭通府に流官が設けられ、その下に、恩安県・永善県の二県が置かれた。更に、光緒三十四年（1908）に、永善県から「副官村」を分離させて「靖江県」を設置した。ところが、この「靖江県」という名称は、長く存在しなかった。と言うのは、江蘇省蘇常道の靖江県と名称が重複していることを理由に、雲南省の「靖江県」は、民国三年（1914）1月に「綏江県」と改称されたからである<sup>9</sup>。このように、雲南省にも確かに「靖江県」が存在していたことが分かる。しかし、その期間は、清末光緒三十四年（1908）から民国三年（1914）に至るまでの僅か6年程度に過ぎなかった。従って、雲南省の「靖江県」は、北宋時代を生きた惟白の出身地としては考えられないことが分かるのである。

---

唐海陵、呉陵二縣地。宋泰興縣地。元屬江陰縣、明成化七年、始析置靖江縣、屬南京省常州府。清屬江蘇省常州府。民国三年六月、劃屬江蘇常蘇道。国民政府成立、廢道、直屬江蘇省政府」とある。（台北：文海出版社、1967年、p.1035）

<sup>8</sup> 劉君任『中国地名大辞典』に「清置、屬雲南省昭通府、今改綏江」とある。（台北：文海出版社、1967年 p.1035）

<sup>9</sup> 清・趙爾巽『清史稿』卷七十四・志四十九・地理二十一“云南-昭通府”に「昭通府：最要。明、烏蒙府。尋改隸四川。雍正五年、改隸雲南。六年、設流官、置恩安、永善兩縣、降鎮雄府為州、並屬府。九年、改今名。光緒三十四年、析永善之副官村置靖江縣、仍升鎮雄為直隸州」とある。

## 2.2 靖江——江蘇省靖江市

「靖江」と言う地名を聞くと、現在の江蘇省の靖江市を連想する人は多いに違いない。当該地域に「靖江県」が設置されて以来、度々地方志が編纂された。現在、名称が知られている明清時代の『靖江県志』は、少なくとも12種に達する<sup>10</sup>。この中で、最も古いのが靖江県の四代目の県知事王燦霄等が正徳九年（1514）に編纂した『（正徳）靖江県志』であるが、すでに散佚している。現存する『靖江県志』は計八種あるが、この中で、清光緒五年（1879）に葉滋森等が編纂した『（光緒）靖江県志』の内容は特に詳しい。

### 2.2.1 三国から隋唐宋元時代の靖江—「牧馬大沙」から「馬馱沙」へ

『（光緒）靖江県志』巻一の冒頭に、明万暦二十年（1592）に著された李維禎撰の「馬馱沙小志序」が収録されている。この序文に見える「馬馱沙」とは、すなわち江蘇省の靖江の前身である。李維禎によれば、靖江は、かつて「馬馱沙」と呼ばれ、江陰県（今江蘇省江陰市）に属していたが、明成化年間（1465～1488年）に初めて正式に「靖江県」と命名された。当地は、元々川の土砂が堆積してできた中洲であり、草むらが生い茂っており、三国時代の呉人がここで馬を放牧していたことから、「馬馱沙」と呼ばれていたと言う<sup>11</sup>。

「馬馱沙」という名称の起源について、『（光緒）靖江県志』巻三には、更に詳しい説明が見える。

靖邑兩沙、本以海潮逆江、依孤山之麓、渟聚成壤。『廣陵志』謂“三国呉赤烏年間、有白馬負土入江而成此洲。”明嘉靖三年、知縣易幹循行、至西沙焦山港、塌處得斷碣、其文不續、中云：“此沙為呉大帝牧馬大

<sup>10</sup> 据清叶滋森等修、褚翔等纂清光緒五年刊『靖江県志』巻一、（『中国方志叢書』、台北：成文出版社、1983年、pp.17-18。）

<sup>11</sup> 『靖江県志』巻一に「馬馱沙者何、今靖江縣也。其始隸江陰、至成化而後、割置縣、易今名。云稱馬馱者何、大江中劃百里之洲、隆起若負闕出河者。又饒廣薦草莽、呉時牧馬其中、謂之驢」とある。（『中国方志叢書』、台北：成文出版社、1983年、p.6。）

沙、隔江一洲、為牧馬小洲”。則此土之來遠矣、白馬負土之説恐未可信、或方言呼“大”為“馱”、訛“牧”為“白”、遂相傳曰“馬馱沙”、又有馬洲、驥江、驥沙、驥渚等名。最後牧城之名較確第、沿訛既久、省郡志猶稱馬馱沙云。<sup>12</sup>

これによれば、靖江は、元々、海潮が逆流し孤山の麓に砂が堆積してできた二つの中洲からなっている。『広陵志』には、三国時代の呉国赤烏年間（238～250年）、一頭の白馬が土を背負って川に飛び込んだところに中洲ができたという伝承がある。しかし、明嘉靖三年（1524）に、県知事易幹が西沙焦山港で発見した石碑の断片の残存箇所「此沙為呉大帝牧馬大沙、隔江一洲、為牧馬小洲（この中洲は呉国大帝孫権が牧馬していた大洲であり、川を挟んでもう一つの中洲があるが、これは牧馬小洲である）」と言う碑文が見える。そこで、『（光緒）靖江県志』は、『広陵志』の言い伝えを退け、明代発見の石碑の記述に基づいて、次のように言う。即ち、「馬馱沙」の語源は、呉国孫権時代の「牧馬大沙」に遡り、呉語の発音で「大」が「馱」、「牧」が「白」と混同されたせいで、「牧馬大沙」という地名は「白馬馱沙」を経て「馬馱沙」と呼ばれるようになった。馬馱沙の他に、馬洲・驥江・驥沙・驥渚とも呼ばれていた。

次に、馬馱沙が陸地になった後の歴史沿革について見てみよう。『（光緒）靖江県志』巻三によれば、三国呉の赤烏年間（238～250年）に牧場であった馬馱沙は、隋代になると海陵県に編入された。唐代の武徳三年（620）、海陵県が「呉陵県」と改称された後も、馬馱沙は相変わらず同県に属していた。しかし、唐末の昇元元年（937）、呉陵県が州の治所に昇格されて泰州と改称されたので、馬馱沙は泰州に属することになった。更に、宋代には、馬馱沙は「陰沙」と改称され、泰興県に組み込まれた。ちなみに、『宋史』によると、建炎四年（1130）、金軍に抗戦していた名将岳飛は部下に命じて民衆を陰沙に移動させた。『靖江県志』巻二（56頁）には、靖江県西部の生祠鎮に岳飛を祭る生祠や思岳橋があると伝えられて

<sup>12</sup> 『靖江県志』巻三「輿地志・沿革」、（『中国方志叢書』、台北：成文出版社、1983年、p.58。）



いる。

### 2.2.2 明代以降の靖江—「馬馱沙」から「靖江県」へ

明初の洪武年間（1368～1374年）の初めに、馬馱沙は農産物の豊富さで知られ、田畝の税収は揚州を抜くほどで、その存在感を増していった。そこで、馬馱沙は、江陰県の管轄下に置かれ、巡検司が設置されることになった<sup>13</sup>。明成化年間（1465～1487年）には、馬馱沙の経済的、戦略的な重要性は、いよいよ朝廷から注目を受けることになった。最初は、成化三年（1467）に、巡撫高明が当地を視察し、江賊の活動を抑止し、民衆の生活の平穩化を図り、馬馱沙に縣丞一名を置くことを勧めた。その後、成化七年（1471）、応天府の巡撫滕昭（1421～1480年）の奏上により、馬馱沙を江陰県から独立させて「靖江県」を設置し、常州府の直属にすることになった。

更に、県名に「靖江」と与えられた理由として、馬馱沙の独特な地理的位置と戦略的重要性が挙げられている。当地は、金陵（南京）の下流域、長江の入り江にある中洲として、面積は広くないが、江海の門戸として呉地全体の要衝である。この独特な地理的位置から、戦略的な意義が重大であり、江海の要衝を押さえることによって呉地の安泰を守るという意味合いを込めて、朝廷から「靖江」という名称が与えられたのである<sup>14</sup>。こうして、成化七年（1471）に、馬馱沙は初めて、「靖江」という名称をもつ県として新たなスタートを切ったのである。

<sup>13</sup> 『靖江県志』卷三“輿地志—沿革”に「三国呉赤烏年間、馬馱沙口於揚子江。隋唐時、以馬馱沙隸泰州海陵、呉陵縣。宋易名陰沙、隸泰興（建炎四年岳忠武下令、度百姓於陰沙、即此）。明洪武年初、以馬馱沙隸江陰（其地物産類江南、田賦稅畝之入重於揚州、故隸江陰、設巡檢司治之、仍號馬馱沙）。」とある。（『中国方志叢書』、台北：成文出版社、1983年、p.57.）

<sup>14</sup> 『靖江県志』卷三“輿地志—沿革”に「成化七年、應天巡撫滕昭奏分江陰之馬馱沙、置靖江縣、隸常州府。（先是成化三年巡撫高公明以江盜不靖、奏設縣丞一員著其地、至是滕公昭、始奏立為縣、隸常州府。以其地屬金陵下流、又扼江海門戸、捍衛全呉、朗然重鎮、且以江海多口乃立、故名靖江、扼其冲也。」とある。（『中国方志叢書』、台北：成文出版社、1983年、pp.57-58.）

その後、明末の崇禎十一年（1638）に、靖江県の季家市の土地数百頃が泰興県に移された。清に入ると、順治二年（1645）に常州府の下に靖江県を置き、道光十四年（1834）、靖江県内の劉閩沙<sup>15</sup>の面積は増幅し、次第に西の泰興県と南の如皋県の江口と連結するようになった<sup>16</sup>。また、咸豊十年（1860）頃、靖江県は一時的に通州に属し、同治三年（1864）には再び常州の管轄下に戻された<sup>17</sup>。

以上の通り、現在の江蘇省の靖江市の歴史沿革を考察した結果、当地は元々長江の入り江で、海潮の逆流で形成された中洲であった。当地の歴史は、古くは三国呉の赤烏年間（238～250）にまで遡る。当時は「牧馬大洲」や「牧馬大沙」という地名であったが、方言の影響で「馬馱沙」という通称が定着した。以降、隋・唐・宋・元の時代まで、馬馱沙は独立した行政区画ではなく、泰興・江陰などの隣接諸県に属していた。史書には、馬馱沙の他に、「馬洲」と呼ばれたり、宋代には「陰沙」と呼ばれたりしていたが、最も長く用いられた地名はやはり「馬馱沙」であった。明代になると、洪武（1368～1374年）初頃に巡検司が設置され、成化三年（1467）には県丞一名が送り込まれることもあったが、地名は依然として「馬馱沙」だったであろう。ところが、成化七年（1471）に、馬馱沙は正式に「靖江県」と命名され、以降、「靖江」という地名で、清代・民国を経て今日に至る。

では、江蘇省の「靖江」は、北宋惟白の生まれ故郷と考えられるのか。すでに詳しく考察したように、当地は、三国時代の「牧馬大沙」から「馬馱沙」になり、その後も陰沙・馬洲・驥江・驥沙・驥渚など様々な俗称を

<sup>15</sup> 劉閩沙の初名は磨盤沙であり、県境の最西端に位し、嘉慶四年（1799）に砂洲として現れた

<sup>16</sup> 『靖江県志』卷三「輿地志・疆界」、《中国方志叢書》台北：成文出版社、1983年、p.65。）

<sup>17</sup> 『靖江県志』卷三「輿地志——沿革」に「国朝仍明制（『大清一統志』云：屹立大江之中，雄踞滄海之上，唇齒京口，鎮鎗金陵）。咸豊十年隸通州（時髮匪騷擾江南諸郡，靖以僻在江北獨獲完善，大憲因奏明暫隸通州，至同治三年郡城克復，仍屬常州）。同治二年科考，三年歲科併考，府院試均暫隸通州，至五年復旧制。」とある。（『中国方志叢書』、台北：成文出版社、1983年、p.58。）

持っていたが、「靖江」という名称が明成化七年（1471）より以前に遡ることは不可能である。つまり、江蘇省の「靖江」は明成化七年に初めて歴史に登場した県名であり、後世の改竄でない限り、宋元代に成立した史料には現れることはあり得ないのである。すると、元代成立の仏教史伝に見える「靖江」とは、江蘇省の「靖江」ではないと言わざるを得なくなるのである。

本節では、中国の歴史上に存在した二つの「靖江」、すなわち現在の雲南省昭通市の綏江縣、及び江蘇省靖江市の歴史の変遷を検討してきた。前者の綏江縣は1908年から1914年までの間だけ「靖江縣」と呼ばれており、後者は明成化七年（1471）以降から初めて「靖江縣」と名付けられたことが判明した。従って、両者とも、元代1341年に成立した『仏祖歴代通載』の中に記されている「靖江」という地名に当てることができないことが明らかになった。「靖江」という歴史的な地名で知られる地域は、いずれも北宋時代を生きた惟白の生まれ故郷として当てはまらないことが分かった以上、『仏祖歴代通載』の記述をそのまま鵜呑みにすることはできないであろう。従って、『釈氏稽古略』が、惟白の出身地として挙げている「静江府」という地名も考慮に入れなければならないのであり、これを次節で論じる。

### 3. 「静江府」の歴史と沿革

『中国地名大辞典』によると、歴史上では、「静江府」と呼ばれた地域は、現在の廣西省桂林市に当たる<sup>18</sup>。本節では、地方史などの記述に基づいて、「静江」の歴史と沿革について検討してみたい。

「静江府」の歴史と沿革については、清朝の顧祖禹の『讀史方輿紀要』（1692年成立）に「桂州は唐末に静江軍治と呼ばれた。宋代には依然として桂州と呼ばれ、静江軍とも呼ばれていた。宋紹興三年（1133）時、静

---

<sup>18</sup> 『中国地名大辞典』に「宋改桂州置、屬廣南西路、治臨桂。元為静江路、屬湖廣省、治臨桂。明改桂林府。今廣西桂林縣治」とある。（台北：文海出版社、1967年、p.1036.）

江府に昇格され、臨県・桂県などの十一県を管理していた<sup>19</sup>と記されている。また、『宋史・地理志』に「静江府は元々桂州と呼ばれ、初めて郡が設置され、その後は静江軍節度使に変更された。宋徽宗の大観元年（1107）、大都督府が設置され、後に帥府となっていた。南宋の紹興三年（1133）、高宗（趙構、1127～1162年在位）が即位する前に静江節度使を担当していたため、静江軍は「静江府」に昇格することになった。南宋宝祐六年（1258）には廣西制置大使に変更され、景定三年（1262）には廃され、また廣西路経略安撫使に復帰した<sup>20</sup>と記載されている。従って、唐代の末期まで、桂林一帯の行政区は静江軍と呼ばれ、治所は桂州であり、南宋紹興三年（1133）になってやっと「静江府」に昇格した。

また、『元史・地理志』は「元代の至元十三年（1276）において静江に廣西道宣撫司が設けられ、至元十四年（1277）に廣南西路宣慰司に変更され、至元十五年（1278）には静江路総管府が置かれた。元貞元年（1295）には左右兩江宣慰司都元帥府と廣南西路宣慰司を廣西兩江道宣慰司都元帥府に合併することになり、静江を治所として、依然としてそれぞれ邕州を管理した<sup>21</sup>と載せている。

更に、『明史・地理志』に「元末の至正二十四年（1364）の二月に宣慰使司が廣西行中書省となり、廣西省を設置することになった。明洪武元年（1368）に静江路を静江府と改めた。洪武二年（1369）三月に廣西行中

<sup>19</sup> 清・顧祖禹撰『讀史方輿紀要』卷七「歷代州域形勢図」、（北京：中華書局，2005年。）

<sup>20</sup> 元・脱脱等撰、楊家駱主編『宋史』卷九十・志第四十三・地理六「廣南路-西路-静江府」に「静江府，本桂州，始安郡，静江軍節度。大観元年，為大都督府，又升為帥府。舊領廣南西路兵馬鈐轄，兼本路経略、安撫使。紹興三年，以高宗潛邸，升府。寶祐六年，改廣西制置大使，後四年廢，復為廣西路経略安撫使」とある。（中央研究院編、漢籍電子文献資料庫、元至正本補明成化本，p.2239。）

<sup>21</sup> 明・宋濂等撰『元史』卷六十三・志第十五・地理六「湖廣等處行中書省-静江路」に「静江路，上。唐初為桂州，又改始安郡，又改建陵郡，又置桂管，又升静江軍。宋仍為静江軍。元至元十三年，立廣西道宣撫司。十四年，改宣慰司。十五年，為静江路總管府。元貞元年，併左右兩江宣慰司都元帥府為廣西兩江道宣慰司都元帥府，仍分司邕州」とある。（中央研究院編、漢籍電子文献資料庫、洪武九十九卷本和南監本，p.1532。）

書省を設置した。洪武五年（1372）には静江府を桂林府に改め、洪武六年（1373）には廣西都尉指揮使司を置いた。洪武八年（1375）十月に廣西都衛指揮使司は廣西都指揮使司に変更された。洪武九年（1376）六月に廣西行省は廣西承宣佈政使司に変更された<sup>22</sup>とある。

本節では、中国の歴史上に存在した「静江」、すなわち現在の廣西省桂林市の歴史の変遷を検討してきた。唐末の桂州は静江軍治に属していた。宋代の時には治所が「桂州」と呼ばれ、「静江軍」とも呼ばれた。南宋高宗（趙構、1127～1162 在位）の紹興三年（1133）に桂州は静江府に昇格した。元代には行中書省となり、廣西行中書省と静江路が設置された。明太祖（朱元璋、1368～1398 位）洪武五年（1372）には、また静江府は桂林府と変更され、その後正式に桂林という名称が確定されて今日に至っている。したがって、「釈氏稽古略」に記載されている「静江府」とは、廣西省桂林市の一带を指すべきであり、この点は確かである。

#### 4. 惟白の出身地：「靖江」か、それとも「静江府」か

これまで二節にわたり、中国の歴史上に存在した二つの「靖江」（江蘇省泰州市の靖江市・雲南省昭通市綏江縣）及び「静江」（廣西省桂林市）についてを検討してきた。本節では、さらに、従来の研究における問題点を指摘した上で、惟白の本籍はいったい「靖江」なのか、それとも「静江府」なのかを改めて判断したい。

##### 4.1 先行研究とその問題点

惟白の本籍に関して史料の記述に違いがあり、いずれの史料に従うべきかについて研究者の間でも意見が割れている状況が続いている。近年、

<sup>22</sup> 清・張廷玉等撰『明史』卷四十五・志第二十一・地理六“廣西”に「廣西，禹貢荊州之城及荊、揚二州之徼外。元置廣西兩江道宣慰使司，治靜江路。屬湖廣行中書省。至正末，改宣慰使司為廣西等處行中書省。洪武二年三月因之。六年四月置廣西都衛，與行中書省同治。八年十月改都衛為都指揮使司。九年六月改行中書省為承宣佈政使司」とある。（中央研究院編、漢籍電子文獻資料庫、清武英殿本，p.1148。）

中国の若手研究者李思穎氏は、「北宋惟白禪師籍貫師承考」（2018年）<sup>23</sup>の中で、惟白の出身地と師承について初めて正面から検討を加えた。その中で、李思穎氏は、惟白の出身地に関する議論は、『仏祖歴代通載』が「靖江」の出身としているのに対して、『釈氏稽古略』が「静江府」と改めていることに端を発していると指摘した。そして、一方の「靖江」は江蘇の江陰縣附近にあり、他方の「静江府」は廣南西路の桂州に相当するが、「靖江」は、惟白が最初に住持した泗州龜山寺により近い位置にあると言う。更に、「静江府」という地名が歴史に登場したのは南宋紹興三年（1133）以降のことであり、その時、恐らく惟白はすでに他界していたであろう、とも指摘している。このように、李氏は、惟白の出身地について、『仏祖歴代通載』の言う「靖江」（江蘇省）説に傾いているのが明らかである。

更に、状況証拠の一つとして、李氏は『釈氏稽古略』という史料そのものの信憑性に対する疑念も示している。同氏によれば、『仏祖歴代通載』と『釈氏稽古略』は共に元代の成立ではあるが、前者は後者より十年も先だって現れている。そして、『釈氏稽古略』は「静江府」出身説の典拠を『嘉泰普燈錄』としているが、『嘉泰普燈錄』には惟白の出身地に関する記述は見当たらない。更に、『釈氏稽古略』における惟白の事跡に関する記述は、内容も構成も『仏祖歴代通載』に酷似しており、出身地だけが異なるのは不自然なのである。最後に、陳垣『仏教史籍概論』に拠って『釈氏稽古略』はしばしば『仏祖歴代通載』の説を参照しておきながらも誤りが多いことを指摘した。

以上のように検討した結果、李思穎氏は、惟白の出身地は、正しくは、『仏祖歴代通載』に従って「靖江」とすべきであり、『釈氏稽古略』に見える「静江」とは、『仏祖歴代通載』を引用する際に、漢字表記を間違った結果に過ぎず、両者は共に江蘇省の「靖江」を指し、廣西省の「静江」ではない、と結論付けたのである。

惟白に関する研究が極めて不足している状況の中で、李思穎氏の「北宋惟白禪師籍貫師承考」は重要な一步を踏み出したに違いないが、その

<sup>23</sup> 李思穎「北宋惟白禪師籍貫師承考」（『法音』2018年第9期、pp.23-26。）

論考の中にいくつかの問題点が存在している。一つ目の問題点は、『釈氏稽古略』そのものに向けた疑念である。確かに陳垣氏の『仏教史籍概論』にもあるように、『釈氏稽古略』には、十年も先だって成立した『仏祖歴代通載』の説を参照したところが散見され、そして記述の誤りが多いと言われている。しかし、『仏祖歴代通載』に見える「靖江」という地名をわざわざ「静江府」と改めるからには、それなりの意図があったはずであろう。そして、『釈氏稽古略』が「静江府」出身説の典拠を『嘉泰普燈録』としているというのは、李氏の誤解に過ぎない。『釈氏稽古略』巻四の原文には「汴京法雲禪寺仏国禪師、名惟白、生静江府冉氏。嗣圓通秀禪師、秀嗣天衣懷、懷嗣雪竇顯禪師普燈<sup>24</sup>」（T49, No. 2037, p. 880, c4-6）とある。ここでは、惟白の出自について「静江府の冉氏」と述べた直後に、惟白の師承として、雪竇頭一天衣懷—圓通秀—仏国惟白という嗣法関係を明かしている。『嘉泰普燈録』は、後半の師承関係の典拠として挙げられたものであって、前半の出自とは無関係なのである。従って、『嘉泰普燈録』には惟白の出自に関する記述が見つからないからと言って、『釈氏稽古略』の記述が信用するに値しないということにはならない。

二つ目の問題点は、「静江」という地名が歴史に登場したのは南宋紹興三年（1133）以降としているのも、李氏の誤解である。本論文の第三節で考察したように、「静江」という地名の起源は、古く唐末にまで遡る。史料によると、唐光化年間（898～900年）にはすでに静江軍節度使が置かれ、桂州を治所としていた。その後、北宋には「桂州」或いは「静江軍」と呼ばれ、南宋紹興三年（1133）には「静江府」に昇格されることになった。

最後に、李氏は、『釈氏稽古略』の史料としての評価や、惟白生前の活動範囲などの状況証拠を並べているものの、「靖江」・「静江府」という地名の歴史と沿革の詳しい考証までには及ばなかった。本論文第二節で考察した結果、江蘇省の「靖江」は、三国時代から明成化年間までは「馬馱沙」（「馬洲」や「陰沙」とも言う）と呼ばれており、「靖江」という地名

<sup>24</sup> 「普燈」とは、『嘉泰普燈録』である。

の初登場は、明成化七年（1471）より以前に遡ることができないことが判明している。つまり、1341年に成立した『仏祖歴代通載』の中に「靖江」という地名は現れるはずがない。たとえ「靖江」という地名が記されていたとしても、それは江蘇の馬駙沙地域を指しているとは考えられない。筆者は、現存する『仏祖歴代通載』の中に見える「靖江」とは、後世の改竄によるものではないかと考えている。

#### 4.2 「靖江」から「静江府」へ—『釈氏稽古略』の意図

現存する伝記資料によると、惟白は、北宋熙寧元年（1068）頃、江西九江近くの黄龍山に行き、恵南禪師に従って学んでいた。翌二年（1069）三月に恵南が入寂すると、惟白は、各地を転々としたが、その足取りは定かではない。その後、禪師になった惟白は、泗州亀山（江蘇淮安市洪澤縣）、江西廬山湯泉禪院を経て、汴京法雲寺の住持になった。晩年は、都を離れ、明州（浙江寧波）天童寺に隠遁した。このように、惟白の事跡について、特に黄龍山に至るまでの早年の動きはほとんど分かっておらず、その出身や出自に至っては、後世の伝記の記述に拠ってのみ知られる。前述したように、惟白の出身地に関する議論の発端は、二つの元代の仏教史伝の間に相違が存在することにある。この相違は、1341年に成立した『仏祖歴代通載』は「白、靖江人」としていたが、1354年成立の『釈氏稽古略』は「惟白、生静江府冉氏」と改めたことから生じたであろう。

『釈氏稽古略』の中で、「靖江」という地名は一度も現れなかったが、「静江」という地名は計六回あり、その内の四例が「静江（軍）節度使」であり、他の二例は「静江府」であった。「静江府」の語例の一つは、惟白に関する記述であり、もう一つは以下の箇所に見える。

己未開慶元年……韃靼國憲宗皇帝、九月親帥大軍入蜀、順流東下。幹腹一軍自大理國南來、歷邕桂之境、南至静江府；一軍度江圍鄂州。<sup>25</sup>  
これは、開慶元年（1259）、モンゴル憲宗（蒙哥、1251～1259年在位）が軍隊を率いて迂回戦術で南宋を包囲したことを述べている。この中に見

<sup>25</sup> 元・釈覺岸『釈氏稽古略』卷四：（T49, no. 2037, p. 901c19-23）



える「静江府」とは、まさに現在の廣西省桂林市を指している。つまり、十四世紀前半期の覚岸は、「静江府」が廣西桂林附近にあるということをはっきりと認識していたことが分かる。

最後に、覚岸は『仏祖歴代通載』のために序文を撰述しており、著者の念常とは一定の親交があり、同書の内容も熟知していたと考えられる。十数年後に、覚岸自身が『釈氏稽古略』を撰述する際に、『仏祖歴代通載』を参考にしたとしても自然なことであろう。もしそうだったとすれば、惟白の出身地について、覚岸は、なぜ、『仏祖歴代通載』で言う「靖江」に従わず、「静江府」に訂正したのか。その理由は二つ考えられ、一つは、『仏祖歴代通載』は、そもそも「靖江」としておらず、この地名の漢字表記は後世の改竄であった。もう一つの可能性は、覚岸は「靖江」という地名の表記に疑念を抱き、「静江府」と訂正した。いずれにせよ、覚岸が「静江府」と改めたのは、間違いでもなければ恣意の改竄でもなく、何らかの根拠があったと思われる。

但し、覚岸が「静江」という地名の後に「府」という行政区画を加えたのは蛇足であったと指摘しなければならない。覚岸が生きた元代では、「静江」の行政区画は「静江路」であったはずだが、覚岸は、惟白が生きた宋代の行政区画に合わせて、わざわざ「静江府」と明記したのである。ところが、前述したように、北宋時代の桂林一帯は「静江軍」であり、南宋紹興三年（1133）になって初めて「静江府」に昇格された。もし、惟白の生きた時代に合わせるのであれば、正しくは「静江軍」としなければならないのだが、覚岸は南宋時代の「静江府」としてしまったのである。

『釈氏稽古略』が「静江軍」を「静江府」と表記したことは確かに問題があるが、これと比べれば、明代になって初めて登場したはずの「靖江」が元代の『仏祖歴代通載』にすでに現れているほうが荒唐無稽としか言いようがない。これは、明らかに地名の誤植なのである。実は、「静江」が誤って「靖江」とされている例は、他の北宋禅僧の出身地においても生じている。それは、黄龍山堂道震（1079～1162年）の法嗣である無諍慧

初の出身地について、宋代の『嘉泰普燈錄』（1204年成立）巻十三<sup>26</sup>や清代の『統燈正統』（1691年成立）巻五<sup>27</sup>が「靖江」としているのと同様に、宋代の『五燈會元』（1252年成立）巻十八<sup>28</sup>、明初の『統伝燈録』（1368～1398年成立）巻三十<sup>29</sup>、明代の『五燈巖統』（1654年成立）巻十八<sup>30</sup>、清代の『統指月録』（1680年成立）巻一<sup>31</sup>、『五燈全書』（1693年成立）巻四十<sup>32</sup>などは、いずれも「静江」としている。惟白の場合と同じ理由で、無諍慧初の出身地は、正しくは「静江」としなければならず、宋元時代の史料における「靖江」という表記はいずれも誤植に過ぎない。

## 5. 結び

本論文では、主に仏国禪師惟白の伝記における問題点の一つとして、その本籍について検討した。まず、後世の史料における惟白の出身地に関する記述を整理し、その問題点を指摘した。次に、中国の歴史上に存在した「靖江」と「静江」の歴史的沿革について考察した。その結果、「靖江」という地名が中国の歴史に登場したのは明成化年間以降であり、当該地名が宋元時代の史料に現れ得ないことが判明した。もちろん、現存している宋元時代の仏教史料には「靖江」という地名が少ないながら存在しているが、そのいずれも誤植であると考えられる。一方、「静江」という

<sup>26</sup> 宋・釈正受『嘉泰普燈錄』巻十三に「常德府徳山無諍慧初禪師、靖江府人也」とある。(X79, no. 1559, p. 374b4)

<sup>27</sup> 清・釈性統『統燈正統』巻五に「常德府徳山無諍慧初禪師、常州靖江人」とある。(X84, no. 1583, p. 430c3)

<sup>28</sup> 宋・釈普明『五燈會元』巻十八に「常德府徳山無諍慧初禪師、静江府人也」とある。(X80, no. 1565, p. 384b6)

<sup>29</sup> 明・釈居頂『統伝燈録』巻三十に「常德府徳山無諍慧初禪師、静江府人也」とある。(T51, no. 2077, p. 676b1)

<sup>30</sup> 明・釈通容『五燈巖統』巻十八に「常德府徳山無諍慧初禪師、静江府人也」とある。(X81, no. 1568, p. 199b5)

<sup>31</sup> 清・聶先『統指月録』巻一に「常德徳山無諍慧初禪師、静江人」とある。(X84, no. 1579, p. 18c23)

<sup>32</sup> 清・釈超永『五燈全書』巻四十に「常德府徳山無諍慧初禪師、静江人」とある。(X82, no. 1571, p. 71a4)

地名は、唐末から現れ、北宋では「静江軍」、南宋以降は「静江府」、元代では「静江路」と呼ばれていたが、いずれも今の廣西省桂林を指している。最後に、「靖江」と「静江」の歴史的沿革を明確にした上で、惟白の出身地は「靖江」ではなく、「静江」としなければならないことを明らかにした。

実は、「静江」とすべきところを「靖江」と間違えるような事例は、惟白だけではなく、同時代の無諍慧初の伝記においても確認されている。このような歴史地名に関する誤植と誤解はよくあることであり、研究する際に慎重な考証を要する課題の一つでもある。本論文で、惟白の伝記を考察する際に、「靖江」と「静江」について詳細に考証したのは、まさに史料の誤植の上に、更に現代の間違いを重ねることを回避するためなのである。この考証を通じて得られた教訓は、後世の史料を使用する際に、人物・事件・地名・肩書など、どんなに些細な事柄であっても、必ずその人物が生きた時代、そしてその情報を伝えている史料の成立年代に合わせて理解しなければならないということである。煩瑣を厭わず真摯かつ慎重な姿勢を貫くことの大切さは、惟白の伝記だけに限らず、中世の仏教史研究の全般に関して言えることであるので、ここで改めて注意を喚起しておきたい。

## 参考文献

### 【一次資料、年代順】

- 宋・釈惟白『建中靖国統灯録』、『卍新纂統藏経』第78冊、No. 1556。  
 宋・釈正受『嘉泰普灯録』、『卍新纂統藏経』第79冊、No. 1559。  
 宋・釈惠洪『禪林僧宝伝』、『卍新纂統藏経』第79冊、No. 1560。  
 宋・釈普明『五灯会元』、『卍新纂統藏経』第80冊、No. 1565。  
 元・脱脱等撰『宋史』、北京：中華書局、1985。  
 元・釈念常『仏祖歴代通載』、『大正蔵』第49冊、No. 2036。  
 元・釈觉岸『釈氏稽古略』、『大正蔵』第49冊、No. 2037。  
 明・宋濂等撰『元史』、北京：中華書局、1976。  
 明・釈居頂『統伝灯録』、『大正蔵』第51冊、No. 2077。

- 清・釈聞性道『天童寺志』、『中国仏寺史志匯刊』第13冊、No. 12。  
 清・釈通容『五灯厳統』、『卍新纂続蔵経』第81冊、No. 1568。  
 清・釈超永『五灯全書』、『卍新纂続蔵経』第81冊、No. 1571。  
 清・釈聶先『続指月録』、『卍新纂続蔵経』第84冊、No. 1579。  
 清・釈性統『続灯正統』、『卍新纂続蔵経』第84冊、No. 1583。  
 清・釈紀蔭『宗統編年』、『卍新纂続蔵経』第86冊、No. 1600。  
 清・張廷玉等撰『明史』、北京：中華書局、1974。  
 清・叶滋森等修『靖江県志』（中国方志叢書）、台北：成文出版社、1983。  
 清・趙爾巽『清史稿』、北京：中華書局、1998。  
 清・顧祖禹撰『讀史方輿紀要』、北京：中華書局、2005。

#### 【辞書類】

劉君任 [1967] 『中国地名大辞典』、台北：文海出版社。

#### 【論著】

- 陳桓 [2005] 『中国仏教史籍概論』、上海書店出版社。  
 杜繼文・魏道儒著 [1993] 『中国禪宗通史』、南京：江蘇古籍出版社。  
 忽滑谷快天 [2002] 『中国禪学思想史』、上海古籍出版社。  
 李思穎 [2018] 「北宋惟白禪師籍貫師承考」、『法音』、p.23-26。  
 麻天祥 [2007] 『中国禪宗思想史』、北京：中国人民大学出版社。  
 麻天祥 [2007] 『中国禪宗思想發展史』、武漢：武漢大学出版社。  
 楊曾文 [2006] 『宋元禪宗史』、北京：中国社会科学出版社。

#### <キーワード>

仏国禪師惟白、出身地、法雲寺、靖江、静江府

## Summary

# Textual Research on Foguo Chan Master Wei Bai's Biographies and Their Differences: The Example of Birthplace

Yanhong ZONG

Focusing on the birthplace of Foguo Chan master 仏国禪師 Weibai 惟白 in the Northern Song Dynasty, this paper discusses his later biographies and some differences between them. Among later generations, most of the biographies, headed by the Yuan Dynasty's Nianchang's 念常 (1282~?) "Fo Zu Li Dai Tong Zai 仏祖歴代通載", consider Weibai's birthplace to be "Jingjiang 靖江". However, in the "Shi Shi Ji Gu Lue 稷氏稽古略" of Juean 覺岸 (1286~?), a contemporary of Nianchang, it is clearly stated that Weibai was a native of "Jingjiang Fu 静江府". Therefore, this paper identifies the birthplace of Wei Bai by analyzing the specific meanings and historical evolution of the two place names of "Jingjiang 靖江" and "Jingjiang Fu 静江府", and examines the reasons why "Shi Shi Ji Gu Lue 稷氏稽古略" revised "Fo Zu Li Dai Tong Zai 仏祖歴代通載". Finally, taking the change of Chan master Wuzheng Huichu's 無諍慧初 birthplace from "Jingjiang 靖江" to "Jingjiang 静江" in the historical data of the Song Dynasty as supplementary evidence, the author determines that Weibai's birthplace was "Jingjiang 静江".

Keywords: Foguo Chan Master; Weibai; Birthplace; Fayun Temple 法雲寺;  
Jingjiang 靖江; Jingjiang Fu 静江府

*Postgraduate Student,  
International College  
for Postgraduate Buddhist Studies*